

富山県立高等学校入学者選抜に係る入学検査手数料収納代行業務委託契約書（案）

富山県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条に基づき、富山県立高等学校入学者選抜に係る入学検査手数料収納代行業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者は、入学検査手数料収納代行業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（委託期間）

第 2 条 受注者は、委託業務をこの契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで行わなければならない。

2 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用される。

（契約保証金の免除）

第 3 条 契約保証金は、免除する。

（業務の実施）

第 4 条 受注者は、委託業務を別添「富山県立高等学校入学者選抜に係る入学検査手数料収納代行業務仕様書」に基づいて実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 5 条 発注者及び受注者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

（委任等の禁止）

第 6 条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

5 受注者が第 3 項の規定により委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係るほかの者の行為は受注者の行為とみなす。

（入学検査手数料の納入）

第 7 条 受注者は、毎月 1 日から月末までに納入された入学検査手数料を、別紙仕様書に定める収納明細書の送付後、翌 15 日（ただし、15 日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、翌営業日）までに発注者の指定する金融機関の講座宛てに振込を行うものとする。

(実績報告の提出及び検査)

第8条 受注者は、前条による入学考査手数料の納入後、速やかに毎月収納件数、収納金額を取りまとめた実績報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の実績報告書を受理したときは、速やかに当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(代金の請求及び支払)

第9条 発注者は、受注者による毎月の委託業務の履行の完了後、第8条第2項による発注者の行う検査に合格したときは、支払請求書により、別紙で定めるところにより算定した収納手数料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から前項に定める適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、代金を受注者に支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内の履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が第5条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この状において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この状において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、等が者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受注者に慰安行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

コ 受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の攻めに帰すべき事項による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償請求及び違約金)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除された場合。

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2号各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賠償の予約）

第14条 受注者は、この契約に関して、第11条第8号クからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金をして、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第11条第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第11条第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第15条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経緯日は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その賠償のために生じた経緯日は、発注者が負担するものとする。

(公表等)

第16条 発注者及び受注者は、この契約の締結の事実及び内容並びにこの契約に基づく委託業務の履行に関して公表する場合は、公表の時期及び方法並びに公表の内容について当事者間で事前に協議したうえでこれを行うものとする。

(報告及び検査)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、納付情報等の関係書類の提出を要求し、委託業務に関する受注者の帳簿、書類その他物件等の検査を行うことができる。

3 発注者は、前項の検査を行う場合には、その期日及び場所について、原則として該当検査を行う1月前までに書面により受注者に通知するものとする。

4 第2項の検査に要する費用は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約の定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(紛争の処理)

第21条 前条の協議によっても、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新田 八朗

受注者

セキュリティに係る特記仕様書

第1 秘密の保持等

- 1 受注者は、県から指定された事項及び業務遂行上で知り得た県の業務上の秘密事項を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、受注業務を履行する受注者の従業員その他の者と、前記1の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。
この記載は、この業務満了後又は解除後においてもなお効力を有する。

第2 貸与資料等の提供等

- 1 受注者は、県から受注業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受けたときは、県に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 2 受注者は、前記1により貸与を受けた貸与資料等を県の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 3 前記2の記載は、第3の1のただし書（第3の3において準用する場合を含む。）による再委託（第三者に受注業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）又は再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。以下同じ。）の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）に準用する。

第3 再委託の禁止等

- 1 受注者は、受注業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ県から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 受注者は、前記1のただし書きの記載による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、第4の1及び第4の2の記載に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 前記1及び2の記載は、再々委託が行われる場合に準用する。
- 4 再委託等の相手方の行為は、受注者の行為とみなす。

第4 個人情報の保護

- 1 受注者は、受注業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、受注業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の誓約書の写しを含む。）を県に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出

させ、その写しを県に提出するものとする。

- 5 受注者は、受注業務の実施における県の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により県に提出し、その承認を得なければならない。
- 6 受注者は、前記1から5の実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての受注業務の従事者を対象としてこれを行なうものとする。

第5 セキュリティ確保

- 1 受注者は、テストの実施に際し、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、県の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。
- 2 受注者は、受注業務を富山県庁舎内で実施する場合には、業務従事者にその身分を示す証明書を常に携帯させ、かつ、県の請求があるときは、直ちにこれを提示させなければならない。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による業務(以下「受注業務」という。)を処理するために個人情報等(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報(特定個人情報を除く。以下同じ。)、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第3項に規定する削除情報等、法第 109 条第4項に規定する削除情報及び法第 116 条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、受注業務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該受注業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、受注業務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、県の指示又は承認があるときを除き、受注業務を処理するために取り扱う個人情報等を当該受注業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、受注業務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、受注業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、県に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に再委託する場合、事前に県の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、県が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 受注者は、県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、受注業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該受注業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不

当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

- 2 受注者は、受注業務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、受注業務を処理するために県から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、受注業務を処理するために県から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。)後直ちに県に返還しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、受注業務を処理するために県から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等(前記1の規定により県に返還するものを除く。)を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

県は、必要があると認めるときは、受注業務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

県は、受注者が受注業務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

受注業務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、県が負担するものとする。

第15 名称等の公表

県は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

契約金額内訳表

月額費用(初期導入費を含む)

区分	金額(税抜)	消費税	契約金額
令和7年1月分			
令和7年2月分			
令和7年3月分			
合計			

※各月の月額費用に、初期導入費の1/3ずつを含める。

収納手数料(決済1件当たりの単価)

区分	単価(税抜)	消費税	契約単価
全日制(入学審査手数料：2,200円)			
クレジット決済			
決済手数料			
Visa	(課税)		
Mastercard	(課税)		
JCB	(課税)		
American Express	(課税)		
Diners Culd	(課税)		
トランザクション費			
Visa	(課税)		
Mastercard	(課税)		
JCB	(課税)		
American Express	(課税)		
Diners Culd	(課税)		
ペイジー決済			
決済手数料	(課税)		
トランザクション費	(課税)		
コンビニ決済			
決済手数料	(課税)		
トランザクション費	(課税)		
定時制(入学審査手数料：950円)			
クレジット決済			
決済手数料			
Visa	(課税)		
Mastercard	(課税)		
JCB	(課税)		
American Express	(課税)		
Diners Culd	(課税)		
トランザクション費			
Visa	(課税)		
Mastercard	(課税)		
JCB	(課税)		
American Express	(課税)		
Diners Culd	(課税)		
ペイジー決済			
決済手数料	(課税)		
トランザクション費	(課税)		
コンビニ決済			
決済手数料	(課税)		
トランザクション費	(課税)		

【収納手数料の計算方法】

決済手数料=区分ごとの決済手数料の契約単価×区分ごとの前月の決済件数

トランザクション費=区分ごとのトランザクション費×区分ごとの前月の決済件数

【請求代金の計算方法】

前月分の月額費用(初期導入費の1/3を含む)の契約金額+前月分の収納手数料